

## 仙台地方裁判所委員会(第37回)議事概要

### 1 開催日時

令和2年11月16日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

板橋隆三, 内海明, 遠藤伸子, 大竹昭彦, 岡田彩, 小川理佳, 木村正祥,  
後藤裕輔, 佐藤央子, 三瓶淳, 志間俊雄, 庄子直, 天童睦子, 中村今日子  
(五十音順, 敬称略)

#### (2) 庶務担当者

(民事部)

井筒民事首席書記官, 櫻田民事訟廷副管理官

(刑事部)

石山刑事首席書記官, 須藤裁判員調整官

(事務局)

住澤事務局長, 滝沢事務局次長, 嶋原総務課長, 伊藤総務課課長補佐,  
片山総務課庶務係長兼広報係長

### 4 議事等

#### (1) 開会

#### (2) 委員の変動報告

相原和裕委員, 児島隆司委員, 佐々木俊人委員, 鈴木健也委員及び星野健一委員が退任し, 浦山靖博委員, 遠藤伸子委員, 木村正祥委員, 佐藤央子委員及び中村今日子委員が新任された旨を報告

#### (3) 議題「仙台地方裁判所における新型コロナウイルス感染防止対策について」

ア 裁判所における新型コロナウイルス感染防止対策に関する説明等

(ア) 新型インフルエンザ等対応業務継続計画, 民事部における緊急事態宣言後の業務継続及び業務縮小の状況, 感染防止対策並びに事件数の状況について説明

(イ) 刑事部における緊急事態宣言後の業務継続及び業務縮小の状況, 事件数の状況並びに裁判員裁判における感染防止対策について説明

(ウ) 裁判員選任手続待合室及び102号法廷(裁判員裁判用法廷)を視察

イ 意見交換の要旨

別紙のとおり

### 5 次回期日等

- (1) 次回期日 令和3年5月17日午後1時30分
- (2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

## 意見交換の要旨

(◎委員長, ○委員)

- ◎ 裁判所からの説明に関する御質問等があれば、伺いたい。
- 新型インフルエンザ等業務継続計画は、2009年頃の新型インフルエンザが流行した際に作成されたものか。また、この計画が実行されたのは今回が初めてか。
- ◎ いずれもそのとおりである。
- 民事事件では、業務再開後、代理人と裁判所の日程調整が難航し、なかなか期日が入らないということがあったと思う。民事訴訟において電話会議、テレビ会議及びウェブ会議を取り入れているとのことだが、これらによれば代理人等が遠隔地であっても物理的距離を縮めることができ、迅速な審理に役立つ上、新型コロナウイルスの感染防止にもなると思う。今後、電話会議、テレビ会議及びウェブ会議の利用は拡大していく方向にあるのか、あるいはコロナ禍における一時的なものなのかを伺いたい。
- ◎ もともと裁判所には電話会議システムがあり、それによる3者通話は可能である。テレビ会議システムは、裁判所間を通信回線を利用してつなぎ、証人尋問などに利用しているものであるが、この場合、どこかの裁判所に証人等に出頭してもらう必要がある。ウェブ会議は、今年の2月から当庁に導入したものである。全国的には、当庁のように2月から始めた庁、5月から始めた庁、12月から始める庁がある。当庁における利用実績は、2月18件、3月24件、4月14件、5月11件、6月79件、7月127件、8月138件、9月213件、10月278件となっている。全国でも同様に利用実績が増えているようである。ウェブ会議を導入するに当たっては弁護士会と協議しながら進めていたが、コロナの影響があつてか、ウェブ会議の利用に代理人が了解する例が増えたと聞いており、利用実績も急激に増えている。
- 現在、裁判官として民事事件を担当している。争点整理手続においてウェブ会議を利用している割合は、感覚的には8割から9割程度と思う。使い勝手については、実際に顔を見ながら行うウェブ会議では、電話会議と異なり発言者の確認が容易である上、お互いに発言のタイミングが分かりやすく、非常に便利である。当初、ウェブ会議の利用にあまり積極的でなかった代理人からも、ウェブ会議利用に積極的な意見が出されるようになったという話を聞くことがある。電話会議よりも圧倒的に使い勝手が良いと感じている。
- ◎ ウェブ会議により、実際に裁判所に来るのと遜色ない議論ができているかについては、弁護士の意見も聞いて検証する必要がある。また、本人訴訟では、本人確認の方法や当事者以外の者が同席するおそれがあるとの問題がある。いずれも今後の検討課題ではあるが、ウェブ会議の活用については、代理人の意見を聞き

つつ、今後も拡大していく方向にある。

- 民間のシステムを利用しているということだが、セキュリティは十分チェックした上で活用されているのか。
- ◎ 争点整理手続は非公開であり、非公開の手続が何らかの形でオープンになるということは看過しがたい事態である。ウェブ会議については更にシステムの検討及び開発がされていると聞いており、現在の試みの実績も踏まえた検討がされていくと思われる。ただ、民事訴訟記録は法律上原則として誰でも閲覧できるものであり、国家機密などと比較したセキュリティの在り方も念頭に置いて検討していくことになると思われる。
- 裁判官室には裁判官と裁判官の間にアクリル板がないとのことだが、感染の危険は身内の方が高いと思う。これまでは予防的であったり、緊急事態宣言による政策的な配慮により、BCP や行動計画に基づいて適切に業務の縮小をしてきたことは理解した。しかし、今後、一番怖いのは、職場にクラスターが発生し、突然業務ができない状況になることであると思う。当社では、社員食堂や休憩室でのクラスター発生を警戒しており、社員食堂のテーブルにシールドを設置し、会話も控えるようにしている。裁判所は、職員の感染対策をどのように考えているか。
- ◎ 裁判所では、執務室へのアクリル板の設置はしてはいないが、裁判官や職員全員がマスクを着用し、対応窓口にはビニールシートのシールドを設置するなどの感染防止対策を執っているところである。他の委員の職場状況も伺いたい。
- 基本的には外部の人間はシャットアウトしているほか、できる限りテレワークを実施している。ただし、部署によってテレワークの利用には差がある。アクリル板は、従業員の前方と横の三方を囲むように設置している。裁判所においてアクリル板を執務室内に設置していないのは、やや心配である。また、裁判所の業務はテレワークに馴染まないのか。
- ◎ 裁判所の記録は紙ベースである上、個人情報のかたまりであり、自宅に持ち帰る場合には紛失のおそれがあることから、テレワークに馴染みづらいところがある。なお、記録については、数年後を目指してデータ化するための法整備や部内での検討がされているところである。また、裁判所も外部の方と接触する窓口等ではビニールの仕切りを設置して飛沫感染防止の対策を実施している。
- 当社の本部では、職員の前にアクリル板を設置したり、会議室を執務室にして職員を分散して仕事をさせたり、食堂については大きなテーブルに1人だけしか座れないようにするなどの対策を取っている。しかし、営業店では、不特定多数の方が店舗内に入ってくるほか、全員にアクリル板を設置できるほど設備が整っていない。テレワークを実施したり、時差出勤をさせるなどして、人を間引きながら仕事をしている。裁判所も対策はできていると思う。これまでは、そのときの状況に応じた対策をその場で決断してきたようであるが、今後は、どのような対策をとるか事前

に検討しておく必要があると思う。

- まず、本委員会の女性比率が上がったことは喜ばしいことであると思っている。また、裁判所データブックには裁判官の人数と女性比率が載っていたが、国会議員の女性比率に比べると裁判官の女性比率がかなり高くなっており、ジェンダー後進国と言われる日本において、法律界では変化の兆しがある。今回のテーマについて述べると、このコロナ禍で大なり小なり様々な面で生活基盤の最も弱いところにしわ寄せがきている。また、デジタル格差も問題であるほか、世界中でDV問題も深刻化している。そのような中で、裁判所においては、どのような状況にあっても取り残される人がいないように、広く国民に情報が行き渡るような踏み込んだ広報や国民目線に立ったサポートが必要だと思う。
- ◎ 広報の面では、裁判所も各種情報をウェブサイトで発信しているが、IT弱者と言われる方々には情報が広く行き渡らず大きな課題だと思っている。他の官公庁の意見を伺いたい。
- 宮城県は県政だよりという広報媒体があるが、数年前から2か月に1回の発行になり即時性がなくなってきている。即時性を担保するため、県では、新聞社に協力いただき、広報枠を確保して情報を発信している。また、必要に応じてテレビも活用している。
- コロナ禍における業務拡大について述べたい。裁判所は、司法の在り方や裁判所の役割を社会により知ってもらうということについて重要な立場にあり、その取り組みを期待している。少し長期的な目線を持ち、外部をシャットアウトするだけではなく、どのようにしたら見学などを再開できるかなどを検討してほしい。オンラインによる裁判所見学といった広報であれば、大学生は十分に対応できると思うので、是非そのような広報を実施してほしい。
- ワクチンが供給されていない現時点では、コロナ感染を防止しなければならない。危惧しているのは、クラスター、中でも職場内で感染する濃厚接触型を一番危惧している。ガイドラインが数十種類出ているが、大学や病院の先生などにガイドラインの読み方について講演をしてもらうなどしている。その中で、先生方が共通して話されることは、三密対策やマスクの仕方、換気の仕方である。換気の方法等は明確に取り決めておく必要がある。裁判所では、入口で来庁者の検温を実施していないが、私の職場では全員に検温を実施している。また、外国では空気感染する結核が流行しており、これに対する対策が必要という話を先生方はされていた。いずれにしてもクラスター発生防止のため、継続して対策を実施することが重要である。
- ◎ 検温は悩ましい問題である。来庁者全員に検温を実施することは可能であるが、発熱がある方の入庁を拒む、つまり、傍聴の自由を制限することができるのかという問題がある。

- 裁判所がウェブ会議を積極的に活用しているという話を聞いて安心した。ウェブ会議は、コロナ禍で仕事を進めていく中で非常に有効な手段である。また、診療所や病院では必ず検温を実施しており、発熱した患者には、速やかにPCR検査を受検いただき、陰性が確認された後に受診をしてもらっている。できれば、裁判所でも検温を検討した方がいいと思う。また、アクリル板の設置は非常に有効であるが、新型コロナウイルスの生存期間は数日と非常に長いので、アクリル板をきれいな状態にしておく必要がある。このほか、現在も継続中か未確認であるが、関連病院では、特定の地域に出張する場合には事前の申請が必要なほか、出張後に10日間程度自宅待機する必要があると聞いている。最近では新型コロナウイルスの性質が明らかになりつつあり、裁判所も臨機応変の対応が求められる。
- ◎ 裁判所でも、司法研修所での研修などは、出張するのではなく、テレビ会議で実施するものがほとんどである。また、専門家の意見を取り入れて、随時対策を修正している。例えば、これまで傍聴席を2席空けとしていたが、10月下旬からは、1席空けとするようになった。
- 当職の職場では、職員以外の入庁者全員に検温を実施している。消毒液は、入口及び各階2か所に設置しているほか、トイレ内に、手を触れずにアルコールの出る消毒器材を設置した。クラスターの発生防止のため、職員が37.5度以上の発熱をした場合には必ず報告させ、自宅待機をさせている。PCR検査については組織として情報共有し、受検者の周りの者も結果判明まで自宅待機させている。決裁のために当職の所に多数の職員が来訪することから、アクリル板を当職の前に設置しているほか、会議室にも設置している。広報については徐々に再開しており、大学生やロースクール生を受け入れて庁舎内での広報も行ったところである。中学生への出前講義も、申出件数は少ないが実施している。感染予防との折合いをつけながら、手探りで実施しているところである。
- ◎ 4月16日の全都道府県に対する緊急事態宣言に先立ち、愛知県や北海道では独自の緊急事態宣言を出すという話があった。今後、仮に全国に先駆けて宮城県や仙台市が独自に何らかの対応策や宣言を打ち出す場合、どこまで地域の事情に応じた対応をすべきかについては、国の機関という裁判所の性質上、やや悩ましい問題があるが、その点について御意見を伺いたい。
- 各地域の特性に応じて緻密に検討判断すべきだと思う。
- 広報についてであるが、県や市は知事や市長が会見することで報道機関に大きく取り上げてもらうことにつながっていると感じている。裁判所も、所長会見などを実施すると報道機関に取り上げられやすいと思われる。